

第1章 本ガイドラインについて

1-1 背景

長崎市では、昭和64年(1989)1月に長崎市都市景観条例を施行し、平成23年(2011)4月に景観法に基づく長崎市景観計画に移行するなど、長年、景観まちづくりに取り組んでいます。

東山手・南山手地区においては、昭和期に風致地区の指定、平成3年(1991)4月に重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)の選定、平成4年(1992)3月に都市景観条例に基づく景観形成地区への指定など、複数の土地利用の規制を運用するなどして良好な景観形成を図ってきました。

令和2年(2020)3月には、当地区は国から認定された長崎市歴史的風致維持向上計画において、重点区域に設定され、「営みと賑わいが共生できるまち」を目指し、歴史を生かしたまちづくりに重点的に取り組む体制が整いました。令和3年(2021)11月には官民で重点区域歴史まちづくり計画(長崎居留地歴まちグランドデザイン)を策定し、「総合的で細やかな景観形成」を対応方針のひとつとして掲げます。



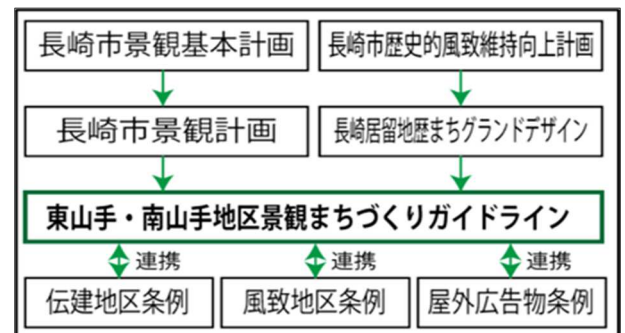
長崎居留地歴まちグランドデザイン

1-2 目的

上記の対応方針に基づき景観の価値を一層高めるため、本ガイドラインは景観に関する既存の計画や規制、目指すべき景観像、新たに設ける「景観形成誘導基準」、推奨する事例等について、市民や事業者にとって分かりやすく整理した手引書となることを目的とします。

1-3 位置付け

本ガイドラインは長崎市景観計画、長崎居留地歴まちグランドデザインを上位計画とし、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例や長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例、長崎市屋外広告物条例等の関連する施策と連携します。



本ガイドラインの位置づけ

1-4 使い方

本ガイドラインは、東山手・南山手地区景観形成重点地区において、景観まちづくりを推進するための規範とし、具体的には下記のような使い方を想定します。

【設計段階で】

建築物や工作物等を設計する際には本ガイドラインを参照して下さい。事前協議や景観計画区域内行為届出等の景観協議でも使用します。

【アドバイザー協議で】

ながさきデザイン会議等の景観に関するアドバイザー協議の場で、本ガイドラインに基づき助言を行います。

【日常生活で】

庭の手入れや軒先の置物など、景観を構成する要素は建設行為ではありません。本ガイドラインを参考に、日常生活のなかでも景観を意識し、可能な範囲で御協力をお願いします。

【地域の協議会で】

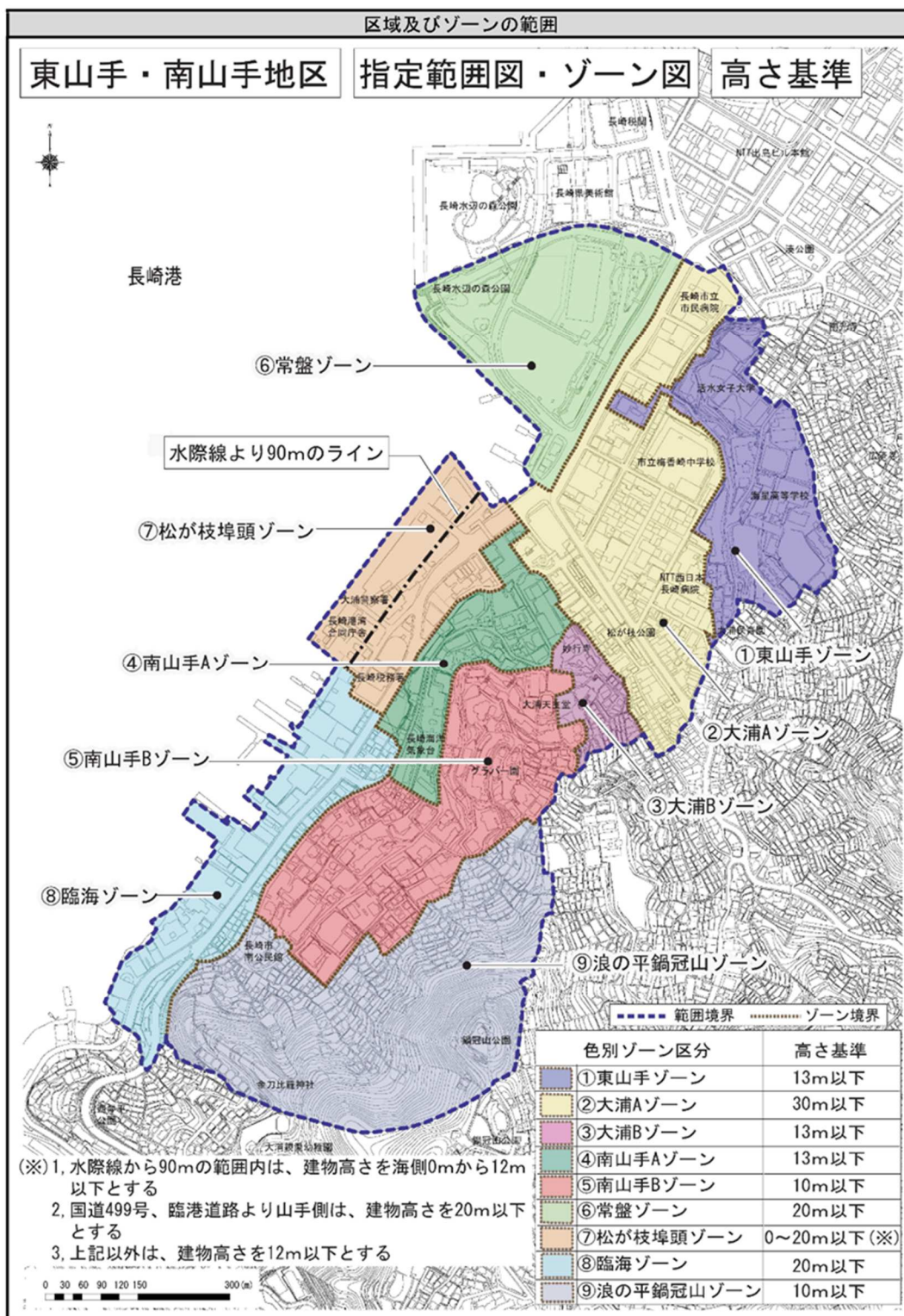
協議会や景観モニタリングにおいて本ガイドラインを活用し、景観の現状や変化について確認し、今後の景観まちづくりの方策について検討を行います。

1-5対象範囲

本ガイドラインは、以下の区域及び行為を対象とします。

1-5-1 対象区域

長崎市景観計画における景観形成重点地区「東山手・南山手地区」を対象区域とします。

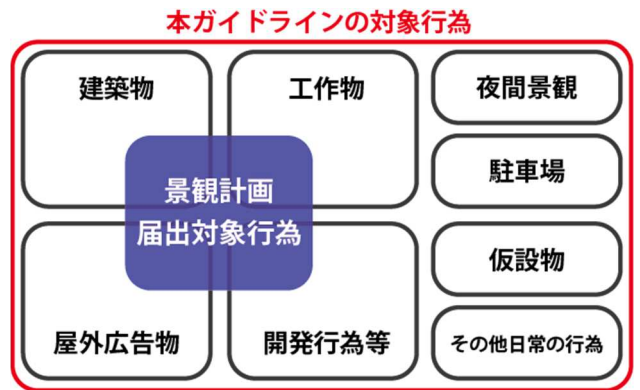


景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

第1章 本ガイドラインについて

1-5-2 対象行為

景観法に基づく長崎市景観計画における「景観形成基準」への適合を求める対象行為に加えて、本ガイドラインでは罰則等のない形式で御協力をお願いする「景観ガイドライン」を新たに設けます。景観ガイドラインについては景観法に基づく行為やその規模に限らず、夜間景観や駐車場、仮設物、建設行為以外の日常の行為（日常的な敷地の緑化等）についても対象とします。



景観形成重点地区の届出対象行為

届出を要する行為内容		景観法に基づき届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 門	・ 高さが2mを超えるもの
		・ 塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・ 高さが1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの
		・ 煙突、高架水槽	・ 高さが4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・ 広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	・ 表示面積の合計が10㎡を超えるもの
		・ 広告板その他これらに類するもの	・ すべてのもの
		・ 立体駐車場	
		・ アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・ 石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
・ メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの			
・ 街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等			
		・ 彫刻及びモニュメント	
		・ 自動販売機及びその附帯施設	
		・ その他市長が指定したもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・ 土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの	

1-6 景観形成の方針

本ガイドラインは、長崎市景観計画における東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針に基づきます。

<東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観形成に関する方針>

- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。